

令和7年度行政事業レビューに係る行動計画

令和7年4月14日

公正取引委員会

令和7年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和7年3月31日改正）等によるほか、本行動計画によって定める取組体制、スケジュール等により実施するものとする。

第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し、チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は、以下のとおりとする。

総括責任者：官房政策立案総括審議官

副総括責任者：官房総務課長、官房参事官

メンバー：官房総務課会計室長、官房人事課長、
経済取引局総務課長、経済取引局取引部取引企画課長、
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課政策評価・立案係、官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、EBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行う。

また、総括責任者は、事業等の点検に当たり、外部の視点を活用するため、別紙のとおり、外部有識者を選任するとともに、チームの運営に関して必要な事項を定め、必要があると認めるときはチームの構成員以外の者に対して、チームへの出席を求めることができる。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく入力内容の指導、助言を含むレビューシートの品質管理並びに厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）

の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- ④ 前記①から③までを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の選定、表彰及び普及
- ⑧ 職員の資質向上に係る取組

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用したレビューを実施する。

なお、政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される会合を合同開催できるよう努めるものとする。

第2 取組の進め方

1 レビューシートの作成

(1) レビューシートの作成等

「行政事業レビュー実施要領」の別紙で対象外としている事業を除く全事業について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理し、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）が整備したレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて、毎年度、「前年度事業」、「新規開始事業」及び「新規要求事業」について、翌年度予算の概算要求を検討する過程でレビューシートを作成する。

上記のほか、現年度の補正予算の措置や予備費の使用決定がなされた場合、新規開始する事業については新たにレビューシートを作成し、このほかの既存の事業については既存のレビューシートを更新することにより作成する。

(2) レビューシートの作成主体

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとにRSシステムで作成する。

(3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、活動・成果実績、予算の支出先、用途等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに入力する。

また、事務局のうち、官房総務課政策評価・立案係はEBPMに係る観点

に基づく記載の指導、助言を行い、官房総務課会計室は会計に係る観点に基づく記載の指導、助言を行う。

2 外部有識者による点検

- (1) チームは、外部有識者に点検を求める事業として、次のアからエまでのいずれかに該当する事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

ア 令和6年度に新規に開始した事業（前年度の補正予算に計上され、又は予備費の使用決定がなされた事業を含む。）

イ 令和7年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たる事業

ウ 新たに定性的なアウトカムを設定する事業（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は、既に定性的なアウトカムを設定している事業でその進捗状況について確認する必要がある事業（委員会、審議会等の第三者機関においてアウトカムの進捗状況を確認している事業を除く。）

エ 令和8年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要がある事業

なお、アに該当する事業のうち、令和6年度の補正予算に計上等がなされ、何らかの事由により令和7年度に事業に着手したものについては、外部有識者の点検を令和8年度に実施してもよいこととする。

チームは、その他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも4年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう令和6年度の事業の中から選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。

- (2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に入力する。
- (4) チームは、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表する。
- (5) チームは、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、外部有識者の所見と異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) チームは、外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス（実施する場合）

- (1) チームは、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスを実施する場合は、6月上旬までを目途に実施し、実施方法については行政事務局の定めに従う。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(2) 概算要求等への反映

事業所管部局は、チームの所見を令和8年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導するとともに、官房総務課会計室は、事業所管部局がチームの所見を予算執行等に的確に反映しているか確認し、指導する。

また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく入力する。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見等と異なる内容となる場合には、その理由を具体的に入力することとする。

5 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

チームは、レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、令和8年度予算概算要求における要求額等を入力したレビューシートを、令和8年度予算概算要求の提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、その翌日）までに、行政事業レビュー見える化サイト（以下「レビュー見える化サイト」という。）において公表する。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームは、チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの公表後、速やかにレビュー見える化サイトにおいて公表する。

6 その他レビューの実効性向上のための取組

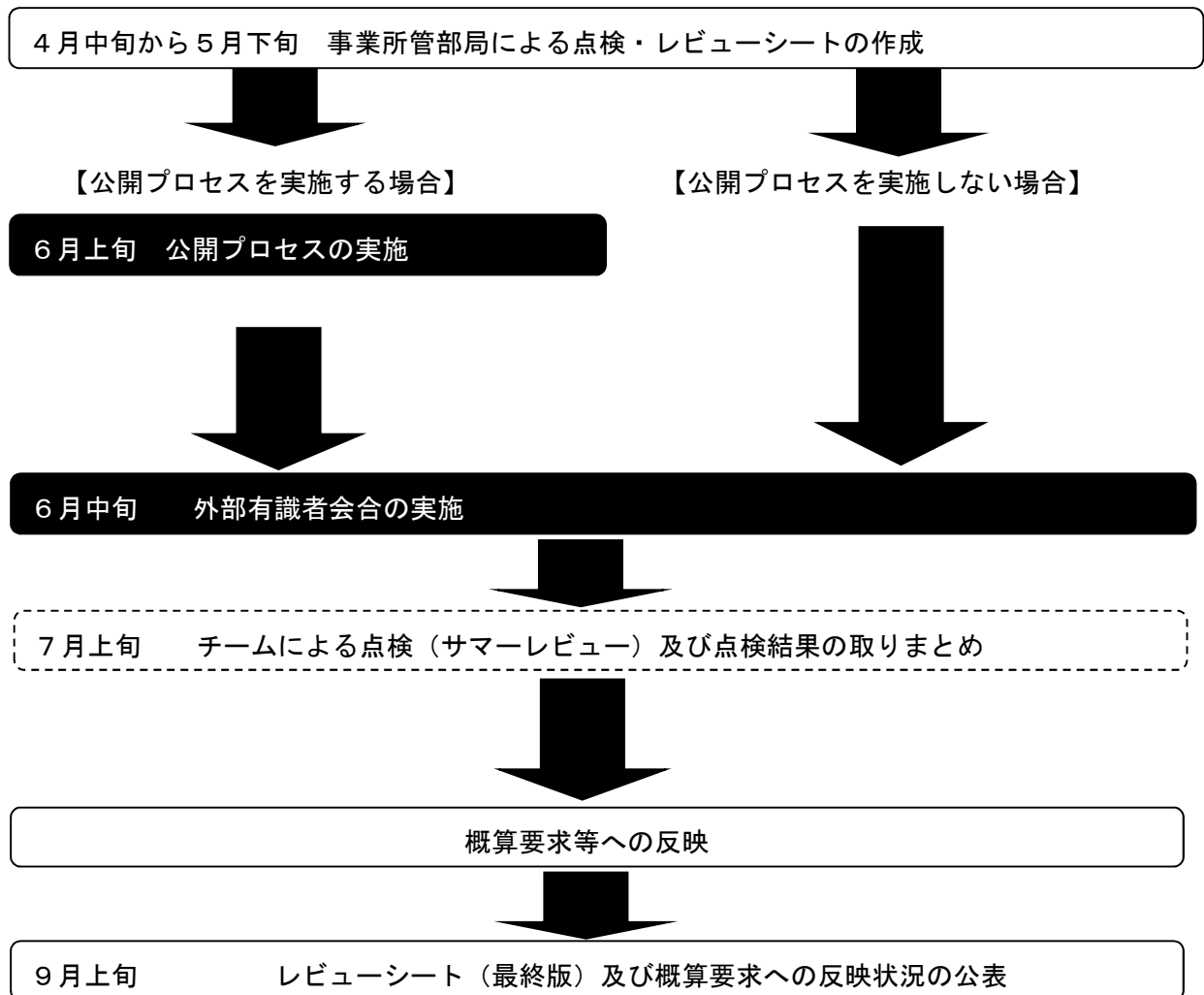
- (1) 優良な事業改善の取組の選定、表彰及び普及

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として選定し、表彰及び普及させる。

(2) 本計画の見直し

本計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

第3 令和7年度の取組のスケジュール



○ 令和7年度行政事業レビュー外部有識者会合メンバー 一覧

氏名（50音順）	所属等
池谷 修一	公認会計士・税理士
多田 英明	東洋大学法学部教授
田辺 智子	早稲田大学教育・総合科学学術院准教授
中村 豪	東京経済大学経済学部教授
南島 和久	龍谷大学政策学部教授